

土砂災害警戒区域等の指定区域（根形地区）

出典元：ちば情報マップ



- ☑避難場所一覧(根形地区)**
- ・根形小学校(三ツ作 761)
Tel.0438-63-0450
 - ・根形中学校(三ツ作 741)
Tel.0438-63-0311
 - ・健康づくり支援センター
(三ツ作 1862-12)
Tel.0438-64-3200
 - ・根形公民館(下新田 1277)
Tel.0438-62-6161
 - ・平岡公民館(野里 1563-1)
Tel.0438-75-6677

- 凡 例**
- ☐：土砂災害特別警戒区域
 - ☐：土砂災害警戒区域

2つの警戒区域を知っておきましょう

「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて千葉県によって指定・告示された区域のことです。ハザードマップなどで土砂災害のおそれのある地域をご確認ください。家が該当区域にある場合は特に早めに避難するようにしてください。

- 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）**
- 土砂災害のおそれがある区域のこと。
- 危険な場所を点検し、防災情報を収集する。
 - 避難訓練に参加する。
 - ハザードマップで避難所を確認しておく。
 - 土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
 - 土砂災害警戒情報などが発表された際には避難を開始する。

- 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）**
- 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。
- 著しい損壊が生じるおそれがある建築物に対し、移転などが勧告される可能性がある。
 - 危険な場所を点検し、防災情報を収集する。
 - 避難訓練に参加する。
 - ハザードマップで避難所を確認しておく。
 - 土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
 - 土砂災害警戒情報などが発表された際には避難を開始する。

- ・市民の皆様へお願い
ご自宅やお勤め先がある方は避難場所などをあらかじめ確認しておき、緊急時の連絡方法も決めておきましょう。台風や大雨などの時は、テレビ・ラジオ・市役所からの情報（防災無線や生活安全メールなど）に注意し、早めの避難を心掛けましょう。土砂災害警戒区域等以外の区域でも土砂災害が発生する可能性がありますので、ご自宅やお勤め先周辺の避難場所などを確認しておきましょう。
- ・土砂災害警戒区域等の指定
千葉県において土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が進められています。市内では184区域が指定済みとなっており、現在188区域で指定に向けた作業を進めています。（令和3年3月17日時点）